

直交集成板の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○直交集成板の日本農林規格（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3079 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 3079-1:<u>20xx</u></p> <p style="text-align: center;">直交集成板—第 1 部：一般要求事項 Cross Laminated Timber— Part 1 : General requirements</p> <p>1～4 （略）</p> <p><b>5.1 表示事項</b> 表示事項については、次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～7) （略） 8) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>b)～g) （略）</p> <p><b>5.2 表示の方法</b></p> <p><b>5.2.1 事項の表示</b> 5.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>a)～g) （略）</p> <p><b>h) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地</b> <u>製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u></p> <p>5.2.2～5.2.7 （略）</p> <p><b>5.2.8 事項の表示箇所</b> 5.1 a)～g)に規定する事項の表示は、<b>附属書 B</b>によって、<u>各個に、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭に</u>しなければならない。</p> <p>5.3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 3079-1:<u>2025</u></p> <p style="text-align: center;">直交集成板—第 1 部：一般要求事項 Cross Laminated Timber— Part 1 : General requirements</p> <p>1～4 （略）</p> <p><b>5.1 表示事項</b> 次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～7) （略） 8) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>b)～g) （略）</p> <p><b>5.2 表示の方法</b></p> <p><b>5.2.1 事項の表示</b> 5.1 a) <u>1)～7)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>a)～g) （略） (新設)</p> <p>5.2.2～5.2.7 （略）</p> <p><b>5.2.8 事項の表示箇所</b> 5.1 a)～g)に規定する事項の表示は、<b>B.1</b>によって、<u>各個の見やすい箇所に</u>しなければならない。</p> <p>5.3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">附属書 A （略）</p>	<p style="text-align: center;">附属書 A （略）</p>
<p style="text-align: center;">附属書 B (規定) <u>直交集成板の表示の様式</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>5.2.1 に規定する事項の表示様式について、表示の様式は次による。この様式は縦書きにしてよい。</u></p>	<p style="text-align: center;">附属書 B (規定) 表示様式</p> <p><b>B.1 一般</b> <u>5.2.1 に規定する事項の表示様式を、次に示す。なお、この様式は縦書きにしてよい。</u></p> <p><b>B.2 表示様式</b></p>

品	名
強	度
種	等
接	着
樹	性
寸	能
検	種
査	名
方	法
法	法 <sup>a)</sup>
幅	は
ぎ	評
価	プ
ラ	イ <sup>b)</sup>
放	散
量	量 <sup>c)</sup>
使	用
接	着
剤	等
の	種
類	類 <sup>d)</sup>
シ	ミュ
レ	ー
シ	ョ
ン	ン
計	算
算	算 <sup>e)</sup>
特	記
事	事
項	項 <sup>f)</sup>
製	造
業	者
等	等 <sup>g)</sup>

注<sup>a)</sup>～注<sup>g)</sup> (略)

注<sup>g)</sup> 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。  
(削る。)

図 B.1—直交集成板の表示の様式

日本農林規格  
JAS  
3079-2 : 20xx  
直交集成板—第 2 部 : 試験方法 (略)

品	名
強	度
種	等
接	着
樹	性
寸	能
検	種
査	名
方	法
法	法 <sup>a)</sup>
幅	は
ぎ	評
価	プ
ラ	イ <sup>b)</sup>
放	散
量	量 <sup>c)</sup>
使	用
接	着
剤	等
の	種
類	類 <sup>d)</sup>
シ	ミュ
レ	ー
シ	ョ
ン	ン
計	算
算	算 <sup>e)</sup>
特	記
事	事
項	項 <sup>f)</sup>
製	造
業	者
等	等 <sup>g)</sup>

注<sup>a)</sup>～注<sup>g)</sup> (略)

注<sup>g)</sup> 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とする。  
注<sup>h)</sup> 輸入品にあつては、注<sup>g)</sup>にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とする。

図 1—直交集成板の表示の様式

日本農林規格  
JAS  
3079-2 : 2025  
直交集成板—第 2 部 : 試験方法 (略)